

## 岡山市入札外部審議委員会の概要

平成24年度第1回岡山市入札外部審議委員会(以下「審議委員会」という。)を下記のとおり開催しましたので、その概要についてお知らせいたします。

### 記

#### 1 開催日

平成24年5月28日(月) 午後1時30分から午後2時30分

#### 2 開催場所

岡山市庁舎 5階入札室

#### 3 出席委員(敬称略 五十音順)

菊池 捷男, 妹尾 直人, 松本 正子

(欠席) 井上 信二 , 内田 通子

#### 4 事務局

##### (1)岡山市

深澤財政局長, 三宅統括審議監, 三谷監理課長, 岡本契約課長, 宮安契約課課長補佐, 竹田契約課工事契約係長, 石原契約課契約管理係長, 皿井契約課主任, 徳丸監理課主任

##### (2)水道局

今川統括審議監, 近藤管財課長, 石井管財課課長代理, 樋口管財課契約係長, 神崎管財課副主査, 高田管財課主任

#### 5 会議次第

##### (1)開会

##### (2)議題

① 平成24年度入札契約制度の改正について

② 平成23年度等契約状況の報告について

#### 6 会議概要

① 平成24年度入札契約制度の改正について

(平成24年度入札契約制度の改正について説明)

「最低制限価及び低入札価格調査基準価格設定方法の見直し」について

Q. 現場管理費が現行の100分の70から100分の80に上がっているのはなぜか。

A. 工事の品質を確保するため、国に合わせて改正した。

「岡山市との契約に係る権利又は義務の譲渡の取り扱い」について

Q. 今までに権利義務を譲渡するようなケースがあったのか。また、それにより何か弊害があったのか。

A. 本来、権利義務の譲渡は本市の承諾が必要であるが、承諾なしに行われた事例があった。

こういった権利、義務の譲渡が起きた場合に、これまでの基準でも、譲渡人(当該契約受注者)を指名停止とすることが可能であったが、譲受人にペナルティを課すことができなかった。今回の制度改正によって、本市の承諾なく権利や義務の譲受人に対するペナルティを制度的に定めた。

Q. 権利の譲渡というのは、要は公共工事の代金、債権、これらの譲渡と思われるが、義務を譲渡するというのがわかりにくい。

A. 国の仕様に準じている工事の契約約款の中で、債務不履行を防ぐため、債権債務の譲渡を禁止している。今回起こったのは、債権譲渡登記制度を利用した事例で、下請業者が受注者と下請契約を行った後に、施工中の段階で登記をした。本市ではその情報を掴めない。しかし、施工後の支払段階で、その登記完了通知が送られてきて、工事代金受取りの権利を主張してきた。施工は終わっており、債務不履行の可能性もない状況であったため、取立てとがめる部分というのが、契約に違反している事だけであった。制度的にも債権譲渡登記が完了していることが証明できる書類を送ってきたので、譲受人に支払わざるを得ないと判断し、その債権譲渡登記に基づいて下請業者に代金を支払った。

Q. 支払わざるを得なかったという判断をしているが、当初の契約で、債権譲渡を禁止しているのであるから、債権譲渡が登記されていたとしても支払う義務は無い。

A. その債権譲渡の無効を訴えるとなると、その作業は大変な労力になる。

Q. 法律関係は変わらない。今回の改正はペナルティの設定であって、法律効果の変更を意味する内容ではない。また、意図と条文字句が少しずれていて、非常に抽象的だ。もっと端的に、「市に対する債権につき、債権譲渡契約を結ぶ登記を行った場合にこういうペナルティを課す」と明言し、その行為対応をもっと具体的にしたほうが一般の人や業者にも分かりやすいのではないか。

A. 我々では想像がつかないケースが起こる可能性があるため、それも未然に防ぎたい。

Q. 債権譲渡の登記をしてはいけない、などの例示をするのはどうか。債権譲渡登記というのは、要はいわゆる譲渡担保、債権担保のために登記する。それが実質的には権利の譲渡ではなく、担保のために登記したというような弁解も可能である。権利関係の点では、争おうと思えば争えるし、すでに今締結している契約上で支払いを拒めるのに、市が支払いをしたこと自体に疑問が残る。権利義務の譲渡は、施工前であろうが施工後であろうが、譲渡禁止特約が付いていて、当然関与する下請業者も承知であろうから、いくら債権譲渡登記しようが効果は発生し得ない。

さらに言うと、代理受領の場合はどうしているのか。譲渡禁止特約が付いている債権の譲受けがで

きない場合に、代理受領という方法を使ったりするのだが、それも禁止したいのか。

A. 代理受領について発注者の承諾を得た場合は構わない。やむを得ない場合は認めているため禁止となっていない。今回防ぎたいのは債務不履行になる状況である。

Q. ペナルティで予防をするということか。

A. そのとおり。そのため、工事が無事に完工してしまったら、どちらに払うかというのはあまり関係ない。施工をきちんとしてくれれば良いので、最後まで責任を持てる業者が応札するような方向に持っていきたい。

Q. 債権譲渡登記がされている会社というのは倒産の危険性が高いのではないか。

A. 本来ならば、倒産の可能性が高い相手方との契約を拒否できれば良いのだが、契約の段階で書類が整っていると契約拒否という手段は取れないので、そのまま契約せざるを得ない。昨年度のケースでは、そこへ代理受領が先にありまして、代理受領を先に認めていた。

Q. 代理受領と債権譲渡は意味が違う。どちらに払うのか。市側もはっきりさせないといけない。

A. 代理受領は承諾したが、債権譲渡は承諾したわけではないということで拒否した。

Q. 履行確保の必要性があり、非常に大きな公益に関係する目的なのだから、代理受領を全面的に禁止してしまうという方法もある。そういう前提で契約を締結してはどうか。違法なことではない。それにもかかわらず譲渡通知とか、登記とか、代理受領の書面を出したとかした場合は、ペナルティとして指名停止にするという様に規定してはどうか。今回の改正では代理受領を防止できない。代理受領の場合に、指名停止基準が対象外だったら意味がないと思う。

結論として、字句をもうすこし直接的にして、狙いとするものをもっと明確に文章にすべき。例えば「代理受領を禁止する」とか、「債権譲渡を禁止する」など。また、義務の譲り渡しというのは、書かなくて良い。債権譲渡通知とか、債権譲渡の登記をすとか、代理受領の委任状を出すなどの行為を、市の承諾無しに行った場合はこういうペナルティを課すというように、行為対応を具体的にしたほうが分かりやすいのではないか。

「建設工事にかかる有資格者名簿に登載された者の地域性が変わるときの指名留保の取り扱い」について

Q. 市の裁量で指名留保しない場合もあるのか。例えば会社の敷地が手狭になったから移るような場合もあると思われる。そういう場合も無条件なのか。

A. 区別がつかないので、一応全般的に無条件としている。

Q. 証明できないので機械的にするのも仕方がない。

「指定業者登録営業所等報告制度の改正」について

Q. 拡大した理由はなにか。

A. 建設工事については、平成21年度から3年間行い、ある程度一段落したので、さらに、地域性に関連するような、建設コンサルタント、物品、食料品等の市内扱いについても、その事務所の実態を把握

しようという狙いで今回拡大した。

- ② 平成23年度等契約状況の報告について  
（岡山市平成23年度等契約状況の報告について説明）  
（岡山市水道局平成23年度契約状況について説明）  
（特に意見質問なく審議終了）